



骨太の方針 2007 にむけて

日本の競争力復活にむけて自己革新すべし

社団法人 経済同友会
2007年3月

骨太の方針 2007 にむけて
日本の競争力復活にむけて自己革新すべし

日本は GDP 世界第 2 位の経済大国である。しかし今、冷静に、国際社会の中における姿を俯瞰すると、日本経済の地盤沈下が着実に進んでいることも厳然とした事実である。経済同友会は日本の国際競争力の劣化に対し、深刻な危機感を持っている。

1985 年、日本は世界の貿易額において、アジア地域の中で最も高い 7.6% の比率を占めていたが、その後緩やかに比率を下げ、直近の 2005 年には中国・アジア 6 カ国合計に大きく遅れを取り、5.2% まで低下した（図 1）。政府が対 GDP 比倍増という目標を掲げている対内直接投資の受入れについても先進諸国の 10 分の 1 以下の水準に止まっている（図 2）。積極的な人材・資本の受入れを通じて、豊かな経済の拡大を遂げる諸外国とは対照的に、日本経済の存在感は、徐々にそして確実に薄れつつある。この危機的な現状を直視し、激しさを増すグローバル化のうねりの中で、再び競争力のある日本経済を構築するには如何にすべきかを論じることが急務である。

経済成長を実現する労働力・資本蓄積・生産性の 3 つを活性化し、内需主導型の経済成長を遂げることが、日本経済の課題である。少子・高齢化による人口減少が見込まれる中、日本経済の競争力を再生する為には、グローバル社会への刷新と生産性向上にむけた、あらゆる手段を講じる以外に方策はない。かつては国内産業を保護する存在だった規制は、今や日本経済の成長を阻害する要因になっており、規制撤廃は喫緊の課題である。国民の負担を最小限に抑えた「小さくて効率的な政府」を実現する為には、抜本的な公務員制度改革を実施し、地方主導・民間主導型社会へと大きく国のガバナンスを革新する構造改革が不可欠である。各政党は、日本という国がどうあるべきか、来たる参議院選挙の争点としてマニフェストをもって問うべきである。国民は、巨大な公的債務、少子・高齢化による人口減少という困難な課題は、痛みを伴わずして克服できないことを理解している。国民は個々の負担増ではなく、断続的に行われる負担増がいつまで続くか分からないという不透明な将来に対して不安を覚えている。日本経済を健全化するための道筋を明確に示し、国民の懸念を払拭することが、現政権の最大の責務である。

我々が考える日本の復活に向けた、具体的な改革項目は以下の通りである。安倍総理が速やかに強いリーダーシップを発揮し、「構造改革の司令塔」として経済財政諮問会議を積極的に活用し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2007」に具体的な数値目標と改革工程表を策定の上、一刻も早く構造改革を遂行されることを強く期待する。

1. 「小さくて効率的な政府」の実現

(1) 公務員制度改革

「行政改革推進法」の理念に基づき、実績や職責等に基づく処遇の導入、労働基本権の付与と身分保障の撤廃、包括的な官民の人材流動化など、抜本的な公務員制度改革を、確実に遂行することを望む。その際、安易な公務員人件費・定員の削減を行うのではなく、優秀な公務員がその能力を発揮し、省益ではなく国益を考えて公務を遂行することを促進する制度となるよう留意すべきである。政権が掲げるマニフェストの実施に対して高い貢献を行った人材に、より厚く処遇することが可能な仕組みとなるよう、人事制度の入口から出口迄を総合的に再設計する。

各府省の局長級以上の幹部職員を対象とする政治任用（ポリティカル・アポインティ）を導入する。ミッションを円滑に遂行する目的で、政治任用人材には、外部からの中途採用を含めた一定の人事権・採用権を与える。¹公務員制度の活性化を図るためには官民交流の促進が必要である。官民交流の阻害要因となりうる終身雇用を前提とした人事制度を改め、民間に準拠した仕組みへと移行する。

採用試験によるキャリア固定化を改め、採用区分（種、種等）を廃止し昇進選抜へと移行する。人材を政府全体で一括管理を行い、省庁の枠を跨った一括配置を原則とする。

いわゆる「天下り」につながる早期退職勧奨の慣習を廃止²し、民間並みの定年制度の整備を行う。対象企業を監督する立場にある省庁からの転職を原則禁止すると同時に、第三者機関による利益追求の行為の事後チェック体制を充実させ、万が一、利益追求の行為が発覚した場合には、関係者を厳罰に処する。

(2) 地方分権改革

「地方分権改革推進法」に基づき「地方分権推進計画」を策定し、施政方針演説で安倍総理が表明された通り、2010年迄に「新分権一括法案」が確実に国会に提出されることを期待する。その為にも「骨太の方針 2007」に具体的な年度毎の改革工程表を策定し、以下の改革項目を実現する。

国から地方へ大胆な権限移譲を行うことを前提に、国と地方の役割分担をゼロベースで見直し、中央政府改革と地方分権改革を進める。地方分権の核は、住民に一番身近な基礎自治体への権限と財源の移譲である。その上で、行政サービスと負担に関する住民の選択、住民のガバナンスによる地方自治を実現し「地域主権」を確立する。

地方財源については、将来的には、国と地方の役割分担に応じた国と地方の税源配分により、現在の地方交付税交付金を廃止する。まずは、

¹ 本会提言『開かれた公務員制度の構築を』（2004年度）

² 本会提言『総理のリーダーシップに基づく行政改革の一層の本格化を望む』（2005年度）

国税と地方税の割合を、現在の 3:2 から 2:3 になるよう、大幅な移譲を目指す。

国の関与と国庫補助負担金を原則廃止し、地域に権限を移譲する。補助負担金については奨励的補助金を全廃し、小額・定率の補助金や地方が廃止を求める補助金も全て廃止する。

地方財政計画および地方交付税交付金廃止後の新たな財政調整制度を構築する。財政調整は収支補填でなく税収格差を緩和する仕組みとする。地方財政計画廃止により、積上げによる歳出予算から収入に見合う歳出予算とする。

広域行政のあり方として道州制を検討する。とりわけ、基礎自治体・広域行政・国の役割を純化する。道州制導入のために、具体的なタイムスケジュール等を確定する「州制導入準備法」(仮称)の制定を行う。³

(3) 歳出・歳入一体改革

「骨太の方針 2006」で示された今後 5 年間の歳出改革 (14.3 ~ 11.4 兆円程度) を確実に遂行し、更に、公務員人件費や公共事業費等の削減により 2 ~ 5 兆円の歳出削減の上積みを行う。なお、景気回復による税収増は、新たな歳出増へと振り向けることなく、早期に債務残高 GDP 比の安定的引下げを目指す第 1 期への移行にむけて重点的に使うことを期待する。⁴

予算編成改革を行い、複数年度予算の考え方を全面的に導入し、効率的で機動的な予算配分・配置が可能な予算制度へと刷新する。⁵

税と社会保障を一体的に捉え、総合的な国民負担率を国民所得比 40% 程度の負担に抑える税制のあり方を検討する。その際には、消費税や法人税のみの議論に止まらず、直間比率のあり方、所得課税、資産課税等の論点を含め、試験研究費税額控除制度やエンジェル税制等を拡充するなど国際競争力のある経済の構築に資する仕組みを考慮しつつ、全体を抜本的に見直すことが必要である。また、国民に分かりやすく簡素で公平・公正な税制を実現すべく、納税者番号制度と総合課税制度を導入する。⁶

2. 持続可能な社会保障制度の構築と少子化対策

(1) 年金制度改革

現行の基礎年金を廃止し、老後の生活に関するナショナル・ミニマムの保障を目的とした「新基礎年金制度」を制定する。国が制度運営主体

³ 本会提言『基礎自治体強化による地域の自立～一律的・画一的から多様化・個性化推奨の地域行政へ～』(2005 年度)

⁴ 本会提言『改めて構造改革の加速・断行を求める』(2006 年度軽井沢アピール)

⁵ 本会提言『総理のリーダーシップに基づく行政改革の一層の本格化を望む』(2005 年度)

⁶ 本会提言『「自立国家」と「国民負担 30% の小さな政府」～ 21 世紀の若者たちに活力ある経済社会を残すために』(1999 年度)、『国民の信頼回復と若者たちの夢を支えるシステム改革を～日本が目指すべき財政・税制のあり方～』(2002 年度)、『行財政抜本改革と公平・公正な税制の構築』(2003 年度)、『活力ある経済社会に向けた財政健全化の道筋～歳出歳入構造の抜本改革と財政健全化法(仮称)の制定～』(2004 年度)

となり、65歳以上の全国民が受給者となる。新基礎年金の給付水準は、1人当たり一律に年額84万円（月額7万円）とする。新しい基礎年金の財源は、世代間の不公平を緩和するために、広く薄く皆で負担する「年金目的消費税」で賄う。

厚生年金保険の報酬比例部分は、加入者の保険料拠出実績や受給者の給付水準を最大限考慮し、納得感が得られる方法で私的年金制度へと移行する。⁷

(2) 少子化対策

人口減少・高齢化はわが国最大のリスクの一つであり、こうした中で日本のイノベーションと競争力の担い手となる人材の育成は、死活的な重要課題である。実効性ある少子化対策を直ちに実行に移し、急激な人口減少を食い止める最大限の努力を行うと同時に、少子化の抑止かつ生産性向上に寄与する多様な人材の活用に向けた労働環境の整備を実施する。

少子化問題の本質的な解決のため、子育て世帯への経済的支援、保育所の拡充などによる育児支援とともに、男女ともに調和ある「ワーク・ライフ・バランス」を享受できるような、働き方の実現に向けた取り組みを進める。⁸合計特殊出生率について中長期的な数値目標を設定し、国としての強い意思を示し、目標の達成にむけた個別対策の実施と施策の効果・過不足を検証する。

労働者一人あたりの生産性向上と多様な人材の活用に向け、働き方や雇用形態を問わず、仕事の成果に応じて公正かつ均等な処遇を行う、弾力的な仕組みへの転換が不可欠である。政府はこうした観点から、現在審議が進行している労働契約法、労働基準法改正、パート労働法改正、雇用対策法改正、最低賃金法改正等の労働法制の見直しと並行して、税制・社会保障制度等についても働き方に中立な制度となるよう見直しを実施する。

3. 成長力の向上

(1) 規制改革

サービスの硬直化・非効率な資源配分を廃除し、真に生活者の視点に立った民間主導の事業創造が可能な市場形成にむけて、経済的規制の撤廃と官業の民間開放を徹底する。そのために以下の「医療・保育・教育・農業」の4分野を重点改革分野とし、以下の項目を実施する改革工程表の策定を、年度内に行う。

【医療】

「骨太の方針 2006」に掲げた医療サービスの質の向上と効率化に向けた課

⁷ 本会提言『急激に進展する少子高齢化社会に向けた持続可能な公的年金制度への抜本改革』（2002年度）、『安心で充実した老後生活を支える新しい年金体系の構築』（2003年度）

⁸ 本会提言『少子高齢化社会への提言～踏み出そう少子化対策の第一歩～』（1998年度）、『人口減少社会にどう対応するか～2050年までの日本を考える～』（2005年度）

題、レセプト完全オンライン化等の総合的な IT 化の推進、診療データの蓄積とそれに基づいた標準医療の設定、診療報酬体系における患者の特性に合わせた包括化・定額払いの拡大等を確実に遂行する。

国民が安心して医療を受けられる体制整備を進めるために電子カルテを導入し、診療成績の開示、医師免許更新制を実施する。

保険診療と自由診療を組み合わせる混合診療の全面解禁、国立大学病院の民営化など医療法人の統廃合と株式会社による医療機関経営等の規制改革を実施する。⁹

【保育】

保育所制度と幼稚園制度、そして 2006 年度から導入が開始される「総合施設（認定こども園）」との 3 元化の状況にある現状を改め、認定の要件や事務手続き等を見直し、実質的な幼保一元化を実現する。

「保育バウチャー」制度を導入し、保育に関する補助金を、施設補助から利用者直接補助へと転換する。

【教育】

2005 年度、2006 年度の「骨太の方針」に掲げた「中央から地方へ」の構造改革を着実に遂行し、教育の現場主義を確立するとともに、教育現場における創意工夫・自助努力を促進するための新たな仕組みを構築する。

教育委員会の必置義務を見直し、教員人事や予算に関する権限を基礎自治体ならびに学校長にできるかぎり移譲し、学校に対する教育委員会の関与を「管理・監督」型から「支援」型へと改める。¹⁰

教育の受益者に対し、主体的な選択の機会と多様で質の高い教育サービスを提供する、「教育バウチャー」の導入など、教育現場における創意工夫を促す仕組みを整備する。

【農業】

農地法を改正し、農地の集約化や株式会社による農地所有の解禁等を通じて法人営農を促進する。¹¹

(2) 新事業創造・研究開発の推進

新たな経済成長を実現する為には、リスクに果敢に挑戦し新しい事業分野を創造していくことが不可欠であり、その革新の原動力となる起業の環境整備が急務である。創業間もないベンチャー企業に対する融資は、極めて回収率の低いリスクマネーである。従って、公的金融による資金融資ではなく、志とアイデア・技術を持つ起業家に対し、友人・知人等の身近な投資家からリスクマネーを的確かつ機動的に供給する措置を講ずるべきである。将来的には、投資時点と損益発生時の二段階控除、

⁹ 本会提言『国民が選択できるバラエティ豊かな医療の実現のために』（2001 年度）

¹⁰ 本会提言『教育の「現場力」強化に向けて～地域と学校の力を育てる教育改革の推進を～』（2005 年度）

¹¹ 本会提言『農業の将来を切り拓く構造改革の加速～イノベーションによる産業化への道～』（2003 年度）

総合課税制度の導入による損益通算範囲の拡大と譲渡損繰越期間の無期限化、投資損の確定基準の明確化を目指しつつ、まずは、現行のエンジェル税制を大幅に拡充し、日本国内の個人の預貯金をベンチャー育成に役立たせる為の政策的誘導措置を整備する。

- ・ 適用企業要件を見直し、現行の適用要件のうち、新たな事業を実施する為に売上高の一定割合の費用を支出（例：3%以上を研究開発費等に支出）している企業であること、外部からの投資を投資時点で1/6以上取り入れている会社であること、の2件を撤廃する。
- ・ 損失繰越期間を、現行の「3年間」をフランスと同様の「5年間」に延長する。¹²
- ・ 適用要件確認手続き等の諸手続きを簡素化する。

産官学の連携を促進し、TLO（Technology Licensing Organization）等の技術移転機関の活用を進める。特に、今後需要の増加が見込まれ、かつ我が国の得意分野である環境・エネルギー技術やバイオ・医薬品分野の研究開発を重点的に促進し、例えば研究成果が事業化されたか否かにより競争的研究費の配分比率を加重するなど、効率的かつ集中的な、科学技術予算配分を行う。

(3) アジアとの連携強化

我が国の得意分野である環境・省エネ技術で世界をリードし、アジア諸国と環境・エネルギー分野の連携を一層強化する。また、金融、経済法などソフトインフラ整備を通じて、アジア諸国の経済発展に貢献する。

ハブ空港や港湾等インフラ面の整備と並行して24時間化など運用面での効率化を促進し、グローバル化に適した社会資本の整備を行う。

人材の交流を活発化させ、競争力を強化する。優秀な留学生の受入れ強化のために、留学時の生活支援のみならず、卒業後の就労機会の確保まで含む総合的な制度を整備し、優秀な人材の確保を行う。世界トップクラスの研究機関を創設すると同時に、在留資格を見直し、優秀な外国人研究者・技術者を積極的に国内に呼び込むことを可能にする環境整備を行う。

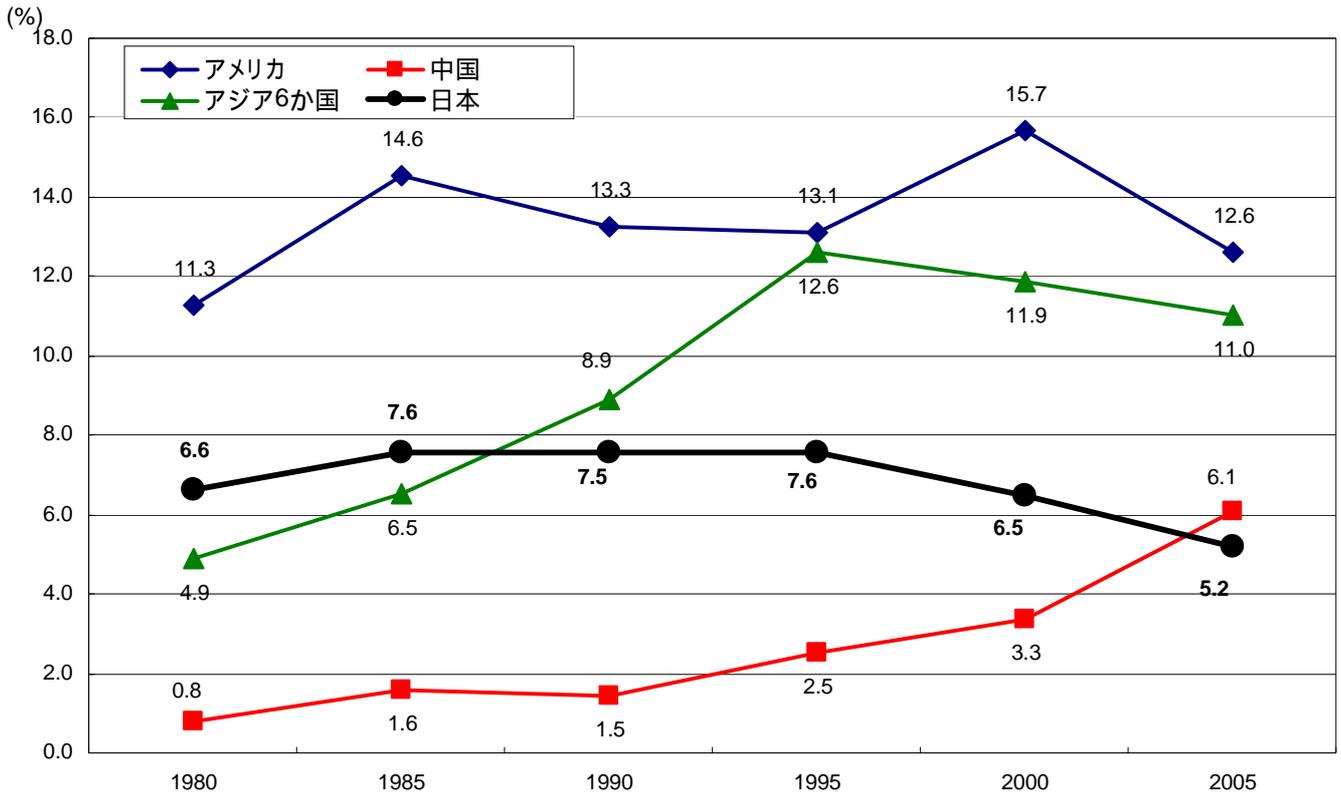
対内直接投資対GDP比を長期的には2桁を目指す。その為に、WTO多角的通商交渉の早期妥結、ASEAN諸国や他のアジア諸国とのEPA・FTAの早期締結を推進する。¹³

以上

¹² 本会提言『イノベーションを促進するエンジェル税制の拡充を』（2006年度）

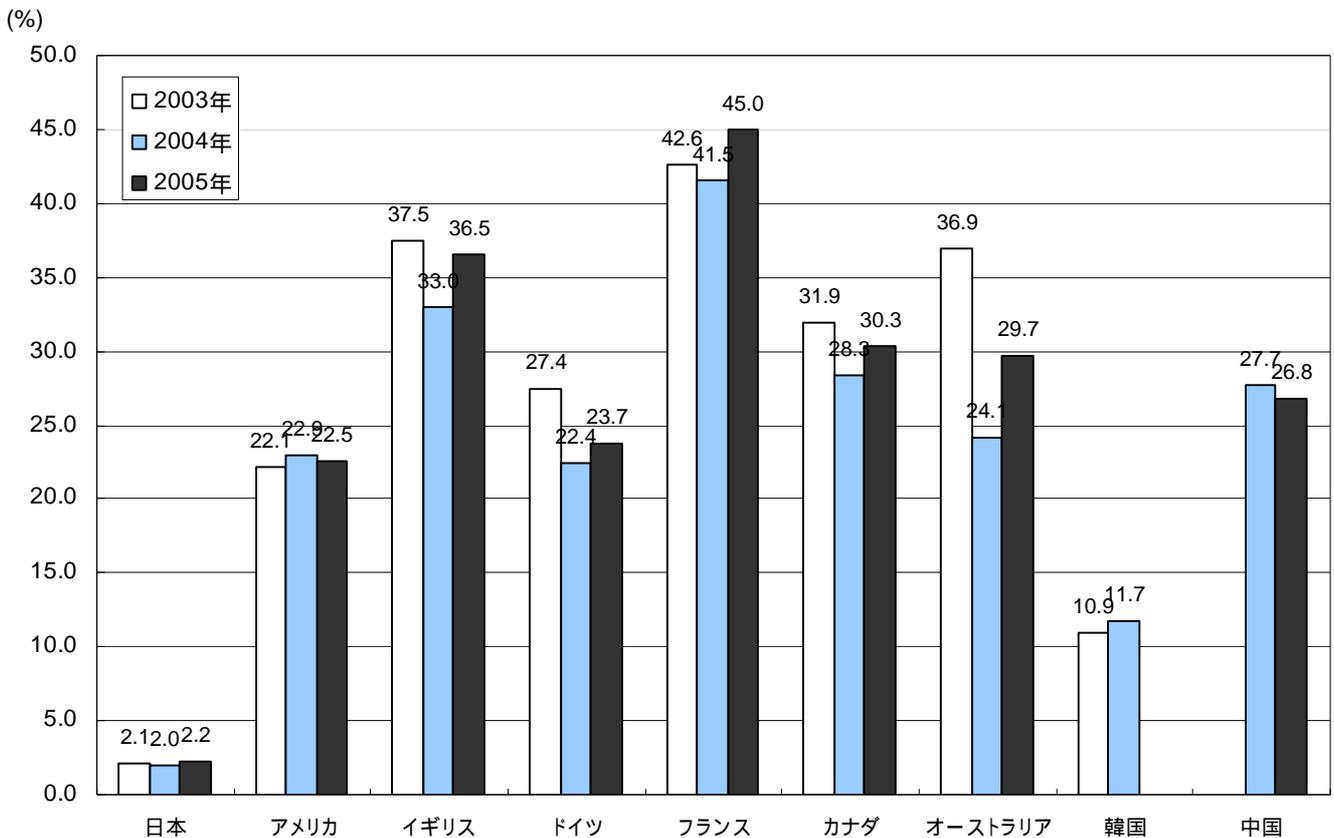
¹³ 本会提言『国民生活の向上に資する対日直接投資の推進を』（2004年度）

図1：世界の貿易額におけるアメリカ及びアジア諸国の構成比



引用：WTO 'STATISTICS DATABASE'より、製品・サービスの輸出入額を経済同友会にて合算して作成
 注：アジア6か国（香港、韓国、マレーシア、シンガポール、台湾、タイ）

図2：対内直接投資対名目GDP比



引用：IMF 'INTERNATIONAL FINANCIAL STATISTICS 2006'